売買契約条項

（総則）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ）を、甲の指定する場所に納期までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第３条　乙は、甲の書面による承認を得た場合を除き、第三者に対し、この契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、若しくはこの契約により生ずる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を承継させてはならない。

（契約書及び仕様書等の疑義）

第４条　乙は、契約書及び仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲と協議しなければならない。

（持込み予定期日等の通知）

第５条　乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持ち込みの予定日を甲に通知しなければならない。

（危険負担）

第６条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

（納入及び検査）

第７条　乙は、契約物品の持ち込みの完了（据付を必要とするときは、据付の完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに「納品書・検査調書」を甲に届け出なければならない。

２ 甲は、乙から給付の終了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

３ 甲の指定する検査官は、乙又はその代理人の立会いの上検査を行い、検査の合格をもって給付完了とする。ただし、これらが立会わないときは、欠席のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議の申し立てはできない。

（履行不能の通知）

第８条　乙は、契約物品の納入ができなくなったときは、理由のいかんにかかわらず甲に書面をもって通知しなければならない。

（所有権の移転）

第９条　契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲へ移転するものとする。

（代金の請求及び支払）

第10条　乙が契約物品を納入した場合において、甲又は甲の指定する者は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第11条　甲は、前条に定める約定期間内に代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２ 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３ 甲が、第７条第２項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

（納期の猶予）

第12条　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２ 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３ 乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第13条　乙は、前条第２項の規定により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

２ 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰する納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

３ 前項の規定の適用においては、納入は第７条の届出があった時にされたものとみなす。

４ 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第14条　乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、１日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

２ 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

（甲の解除権）

第15条　甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかったとき（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）。

(2) 乙が第３条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が、甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指定する検査官の職務執行を妨げたとき。

(4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかったとき。

(5) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなったとき。

(6) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

(7) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達する見込みがないとき。

(8) 甲の都合により、契約の解除を必要とするとき。

（乙の解除権）

第16条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第17条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する契約金額の10パーセントに相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２ 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３ 第13条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第18条　乙は、この契約が第15条第８号の規定により解除された場合で乙に損害が生じたときは、甲に対してその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２ 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

３ 第１項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（契約物品の契約不適合）

第19条　納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

２ 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

３ 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合に限り、第15条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。

４ 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

５ 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合を知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から１年内に発しなければならない。ただし、数量の不足については６月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から２週間を経過する日までこの期間を延長する。

６ 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

７ 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

８ 前各項の規定は、第１項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

９ 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（契約の変更）

第20条　甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２ 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第21条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃等、著しい事情の変更によりこの契約の定めるところが不当になったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

２ 前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（秘密の保全）

第22条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第23条　乙は契約物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

２ 乙は、契約物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

３ 乙は、契約物品について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

４ 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前３項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

５ 第１項から第３項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

６ 第３条の規定は、前５項についても適用する。

（調査）

第24条　甲は、この契約について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿若しくは書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２ 乙は、前項に定める調査に協力するものとする。

（その他）

第25条　この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

２ 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

３ 乙は、この契約書に記載のない事項でも、甲の指示に従う慣行がある事項については、その指示に従わなければならない。

４ 甲及び乙は、この契約に関し紛争または疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

５ この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進･連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第26条　この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所川越支部の管轄に属するものとする。

この契約の証として契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。